

(仮称)豊明市安心と安全な防犯まちづくり条例素案に対し提出していただいた意見とそれに対する市の考え

該当する条文	意見等の概要	豊明市の考え・対応
第4条 (市の役割)	街路灯、防犯灯などさまざまな名称があるが防犯機能の点で非常に重要な存在だ。商店街の街路灯は消えていっているという、街路灯は行政が維持すべきだ。	防犯灯は区及び町内会が維持管理、街路灯は土木課で維持管理、商店街の街路灯は商工会が維持管理をしており、現行のままとします。
第4条 (市の役割)	防犯灯の設置、電気料において、単身者の増加で町内会加入率は低く、町内での交流もすくないため町内会費の集金も低下しており、公平にするには市が負担をなすべきであると考えます。	防犯灯の設置、電気料については市民の自主防犯意識の高揚を図り、犯罪防止が目的であり、防犯対策の一つとして街を明るくすることは重要であると考えています。市としても地域の防犯灯維持の負担に対し、防犯灯電気料金の補助率を20パーセントから50パーセントに改定し負担軽減をするとともに防犯灯の設置の促進を図っています。
第9条 (推進体制の整備)	市、市民等、関係機関、関係団体がそれぞれ独自に犯罪防止の活動をする自主性も尊重しながら、この趣旨に沿って豊明市防犯協会を設立し、様々な防犯団体の情報交換、交流等を定期的に行なってはいかがでしょうか。	犯罪の発生の増加原因は様々であり、犯罪被害に遭わないために市民ひとりひとりが「自分の身は自分で守る」という意識を高めていただくことが重要であると考えます。防犯の事業については「犯罪のない安全で安心して暮らせる豊明」の実現のため、豊明市防犯協会(各団体の長53名の委員で組織)で毎年度事業計画を策定して犯罪抑止のため区及び自主防犯団体等との活動の連携に努めています。豊明市防犯協会は昭和56年4月1日に設立しています。
第9条 (推進体制の整備)	防犯活動を通じて、定年退職者の社会貢献活動という新たな生きがいの発見、健康維持、親達の連帯の深まり、子ども達の社会参加・居場所づくり、というように、多角的な活動の展開が大切だ。	防犯ボランティア団体が市内には58団体あり、その活動を通じて地域のコミュニティ活動の活性化が期待できると考えます。また、ボランティアに対しては防犯帽等支援をしており、活動を継続していただくためにも、警察等関係機関との連携も含め展開していきます。

・内容が類似する意見については、集約させていただきました。

・条例素案と関係のない意見については、省略させていただきました。

条例素案に対し寄せて頂きましたご意見ありがとうございました。